

平成30年（行ウ）第33号 未払賃金請求事件

原告

被告 埼玉県

原告準備書面 10

2020（令和2）年7月3日

さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 若 生 直 樹
同 江 夏 大 樹

本書面では、被告作成の準備書面（5）に対する認否反論を行う。

1 第1項の(3)のイについて

被告は、「職員会議は校長の職務の円滑な執行を補助する機関であり、意思決定権限を有していない。」と主張するが、否認する。

職員会議によって決定された事項は、教職員間の協議に基づき、各教職員が自主的に協力するという性質のものではなく、校長が自らの権限と責任において決定した、校長による業務命令の性質を有している（原告準備書面7の4～5頁で述べたとおり）。

2 第2項の（1）について（2～3頁）

(1) イの（ア）について

被告は、「『服務・内規等確認事項』には落とし物の整理の記載はない。」と主張する。しかし、「服務・内規等確認事項」（甲44）の「1」の「(2) 教

室の・・・整理・整頓・清掃に心がける」が定められていることから、教室内の落とし物の整理も当然に教員らに義務付けられていたといえる。

また、被告は、「『サービス・内規等確認事項』に記載されている整理・整頓・清掃は教員自身の身の回りに係る行動規範を定めたものである。」と主張する。もともと、被告の主張を前提としても、原告は、校長が定めたサービス規定等の行動規範に基づき、教室の整理整頓・掃除用具の確認・落とし物の整理の各業務を義務付けられていたのであり、決して原告が自発的に業務を行っていたのではない。

したがって、教室の整理整頓・掃除用具の確認・落とし物の整理業務は、いずれも自発的な業務ではなく、原告が被告に義務付けられて行った業務である。

(2) ウについて

被告は、原告の主張する総労働時間を「争う」とした上で、「教室の整理整頓・掃除用具の確認・落とし物の整理に要する時間は各教員によって異なる。」と主張する。

このように被告準備書面（5）では、原告の主張する総労働時間に対して、「各教員によって異なる」とする被告の主張が多く見られる。しかしながら、各業務に要する労働時間が教員によって多少異なることは当たり前である。原告は自らの体験をもとに所要時間を具体的に主張している以上、被告はこれに対して真正面から反論し、その時間をもって勤務時間内に終わることができるかを答えるべきである（以下では、「各教員により異なる」との被告の主張に対して、逐一反論をしない。）。

3 第2項の（2）について（3頁）

(1) イの（ア）について

被告は、「教室の点検修理及び報告の方法は安全部の教員からの提案について職員会議で協議し、各教員の共通理解を図ったのであり、校長から原告に

対して点検修理及び報告を行うことを直接命じたことはない。」と主張する。

しかし、点検表（甲４５）記載の業務が各教員の共通理解であることは被告の主張のとおりであり、校長は各教員らに対し、点検表の配布を通じて、点検修理及び報告を行うことを直接命じていた。

したがって、教室の安全点検・修理及び報告は、いずれも校長の命令により義務付けられていた業務であり、原告が自発的に行っていた業務ではない。

(2) イの（イ）について

被告は、「教室等の施設の異常箇所について、自分で修理するよう校長から原告に対して直接命じたことはない。」と主張する。

しかし、点検の結果「異常」があった場合には、「自分で修理をする」ことが「安全点検について」と題する文書に明確に記載されており（甲４６）、同文書の配布を通じて、校長は原告に対して、教室等の施設の異常箇所を自分で修理するよう直接命じたものといえる。

したがって、原告が自発的に行っていた業務でないことは明らかである。

4 第２項の（３）について（４頁）

イの（２）について

被告は、「教室の掲示物の管理は校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来的業務である。」と主張する。

このように被告準備書面（５）では、原告の主張する業務は、校長が命じたのではなく、「教員の本来的業務である」とする被告の主張が多く見られる。

しかし、原告の主張する「命じた」とは、明示のみならず黙示の命令も含むものである。そして、当該業務が「教員の本来的業務」である以上、校長は原告に対して、当該業務に従事することを黙示に命じているといえる。さらに、勤務時間内には終えることができない「教員の本来的業務」への従事を、校長が原告に対して黙示に命じている以上、その時間は時間外労働に該当する。

したがって、被告の上記主張を前提としても、原告の主張及び本訴訟における請求は認められるべきである。

5 第2項の(4)について(4~5頁)

ウについて

被告は、「廊下に掲示していた絵画等に原告がペン入れをしていないことは多々あった。」と主張する。

しかし、〇〇小学校に赴任した最初の年度である平成28年度及び平成29年度、原告は原則ペン入れを行っていた。平成30年度は、ペン入れを前年度よりも省略するように心がけたが、ペン入れを行っていたことに変わりはない。

したがって、被告の主張は全く事実に反している。

6 第2項の(5)について(5~6頁)

被告は、「作文のペン入れに要する時間は担当学年や作文内容によって異なる」と主張する。

しかし、担当学年や作文内容によって所要時間が異なるのは当たり前のことである。ここで原告が主張しているのは実際に要した「実労働時間」であるところ、被告の反論は原告の労働実態に目を向けておらず、何ら反論になっていない。

7 第2項の(6)について(6~7頁)

(1) イの(エ)について

被告は、「教員に対して掲示計画の基本案(甲48)は示しているが、学級毎に創意工夫をし」「基本案どおりに行わないことについて、校長から原告に対して指導したことはない。」と主張する。

しかし、甲48の「教室の掲示について」には「【学年で統一する】」と記載されているとおり、同文書は基本案ではなく、校長が各教員に対して、学年で統一した掲示を命じる文書である。仮に、いかなる掲示物を掲示するか、または掲示しないかも含めて、教員の自由な裁量に委ねられているのであれ

ば、甲48のような文書を作成する必要は全くない。甲48の文書はまさに、校長が教員らに対して、各掲示板を設けること、さらには何を掲示するかさえも具体的に指示していることを示している。したがって、被告の主張は全く事実に反している。

(2) ウについて

被告が、掲示物の作成について「担任だけでなく、各事務分掌を担当する教員が作成するものもある」と主張する点は認める。ただし、その「各事務分掌を担当する教員」には原告も含まれているため、原告も掲示物の作成業務を行っていることに変わりはない。

8 第2項の(7)について(7頁)

ウの(イ)について

被告は、教材研究の時間は「在校時間だけでは終わらないとまでは言えない」と主張するが、強く否認する。被告は、教材研究の時間を在校時間の枠内で終わらせることも可能と主張する以上、教材研究に要する時間を具体的に示すべきである。なんらの根拠もなく、原告の業務を在校時間で終わらせることも可能という主張は、いわば「言いつ放し」の主張であり、実態に目を背ける著しく不合理な主張である。

9 第2項の(8)について(7~8頁)

被告は、ドリルノート等の提出物の内容確認業務について、いずれも「原告が自発的に行ったかは不知」とする。

このように、被告及び校長は、原告の業務の実態を全く把握していないことを自ら認めている。提出物の内容確認業務は、原告が行わざるを得なかった業務であるにもかかわらず、被告及び校長が教員らの労働実態を把握していないことも、原告ら教員の長時間労働の一因となるものである。

10 第2項の(9)について(8頁)

被告は、「平成29年度については朝会時に各学年の担任の一部が教室に残り、

学年の児童を監督する方法を採っていた。」と主張するが、否認する。原告の認識では、被告が主張するような方法は採られていなかった。

また、被告の主張を前提としても、原告が朝自習の準備をせざるを得なかったことに変わりない。すなわち、当該業務は、校長の命令により原告に義務付けられていた業務であり、自発的な業務ではない。

1 1 第2項の(10)について(8~9頁)

ウの(イ)について

被告は、「業者テストの採点に要する時間は…一般的にはテスト1枚当たりの丸付けに要する時間が60分を超えることはない」と主張するが、全く事実と反している。

テストの採点では、単なる丸付けにとどまらず、児童一人一人がどこで間違っているのかを確認し、問題の正答率や間違いの傾向を把握しなければならない。そして、子供らの回答を通じて、それぞれの個性を把握し、今後の授業の参考にしなければならない。したがって、ドリル・プリント・小テストの丸付けは、1枚当たり60分を要し、これを年間50枚×3学期分行う必要がある(合計150時間)。

また、被告は、「平成30年度において原告のクラスが実施した業者テストは合計44枚である。(乙23の1から3)」と主張するが、否認する。平成30年度の業者テストは52枚である(乙23の1枚目の付録「前学年の漢字問題」と3つの「漢字のまとめ」、2枚目の「前学年までのふくしゅう」・「3年計算のたしかめ」、3枚目の下部の付録2つが数え漏れている)。

なお、業者テストの枚数は52枚であったことを、本書面をもって訂正する。

1 2 第2項の(11)について(9~10頁)

被告は、「出席簿は原則毎日記入するものであるが、1日分の記入であれば、1分もかからない」と主張するが、なんら原告の主張に対する反論になっていない。

原告が主張している業務は、出席簿の整理・授業時間数集計表業務（毎月末に、出席簿（甲50）に児童の出席状況等を記入し、さらに、パソコン上に児童の出席状況等を入力して月末の統計を算出し、週案簿より実際に行った授業時数の集計を行い、児童の出席状況や各教科の授業時数を校長に報告する作業）である。そして、同業務は一回当たり30分を要する作業であり、これを毎月末行っていることから、年間総労働時間は少なくとも6時間を要する。

1 3 第2項の（13）について（10頁）

被告は、「日直の仕事を原告が自発的に行ったかは不知」と反論するにとどまり、校長が原告に対して、日直の仕事を命じたのか明らかにしない。

しかし、日直が教員らに校長の定めた順番に沿って順次割り当てられていたことから、日直の仕事が自発的な業務ではないことは明らかである。

被告は、教員らが実際に行っていた日直業務は、校長が命じたものであるのか、教員らが自発的に行っていたものであるかを明らかにすべきである。

1 4 第2項の（14）について（10～11頁）

被告は、週案簿の作成業務につき、校長の命令に基づき原告に義務付けられていた業務であることを認めている。

したがって、週案簿の作成業務は、校長の明示の命令により義務づけられたものであり、労基法上の労働時間に該当する。

1 5 第2項の（15）について（11頁）

被告は、「学年花壇の利用は理科や生活科の学習に欠かせない」ことを認めた上で、「校長が直接命じているものではない」と主張する。

しかし、学年花壇の利用・管理する業務が教員らの業務遂行（学習指導）の上で必要不可欠である以上、同業務は校長の黙示の命令により義務付けられていた業務であり、原告が自発的に行った業務ではない。

1 6 第2項の（16）について（11～12頁）

被告が「児童から集金したお金で学級備品を購入することはなく、消耗品を

購入している。」と主張する点は、認める。

もともと、被告の主張を前提としても、学級・学年会計の確認・報告業務が存在することに関わりなく、これは原告が校長の命令により義務づけられて行った業務である。

17 第2項の(17)について(12頁)

被告が、「通知表の作成に要する時間は、学年や児童数、教員の経験等によって異なる」と主張する点は、認める。

しかし、先述のとおり、被告が具体的な所要時間を反論しない点は、不合理な主張態度と言わざるを得ない。

18 第2項の(18)について(13頁)

被告は、「平成30年度における原告の自己評価申告シートは…平成29年度とほぼ同じであり、それぞれの作成に6時間を要したとは考えられない。(乙24)」と主張する。

しかし、平成29年度(甲59)と平成30年度(乙24)を比較すると、内容は相当程度変わっている(甲86・黄色部分が甲59の平成29年度自己評価申告シートの記載と異なる部分である)。

また、自己評価申告シートの作成に際しては、改めて学校長の学校経営案及び学校長・教頭が作成した自己評価シートをそれぞれ熟読し、それらと矛盾のないよう、記載内容を十分に検討しなければならない。さらに前年度と比較し、その記載を変更する必要性の有無等を検討することも必要であり、単に前年度のものを引き写せば足りるというものではない。実際、教員らの多くは毎年6時間以上をかけて作成している実態がある。そのため、平成30年度の自己評価申告シートの作成にも、原告は少なくとも6時間を要した。

19 第2項の(19)について(13~14頁)

被告は、「本件学校において、学年便りはデータ化されており、前年度のデータを活用して作成しているため、多くの教員は1時間以内で作成している。」と

主張する。

しかし、学年便りの作成に際しては、「授業の予定」、「集金」、「伝えること」、「その他」という学年便りに記載する項目を確定するために、学年の担任らでの打ち合わせを綿密に行い、上記記載項目を確定する。このような準備作業を経て、原案を作成され、学年主任が確認した後、さらに教務主任・教頭・校長が確認し、校長等の指導に基づき訂正した後、印刷して、掲示することになっていた。このような一連の作成作業は1時間で終わらず、少なくとも2時間を要する作業である。したがって、被告の主張は失当である。

2 0 第2項の(20)について(14頁)

被告の主張は、「遠足等の校外学習の準備」に要する時間が勤務時間内に収まらない実態や同準備業務を校長が原告に義務付けていたのかについて何ら反論しておらず、原告の主張に対する反論になっていない。

2 1 第2項の(22)について(15頁)

被告が、「平成30年度については、原告は児童理解研修資料を作成していない」と主張する点は、原告は資料を有しておらず確認することができない。

2 2 第2項の(23)について(15頁)

被告が、「平成30年度については、原告はチャイム教室の計画作成を行っていない。」と主張する点は、認める。

2 3 第2項の(24)について(16頁)

被告は、家庭訪問の実施時間について、「正規の勤務時間内で行うことが可能である。」と主張する。

しかし、被告の主張は、教員らの休憩時間(16時15分～16時45分の休憩)を無視しており、実態とは全くかけ離れた主張である。

2 4 第2項の(28)について(17頁)

被告は、「授業参観の際、特別な授業を構成するよう校長から原告に対し、直接指示したことはない。」と主張する。

しかし、授業参観という行事の性質上、教員らは保護者の参加を前提とした特別な授業を行わざるを得ない。校長も各教室を見回り、授業参観終了後に教員らに感想を伝えることも、授業参観が特別な授業であるからである。被告の主張は、このような授業参観の実態を無視しており、失当である。

2 5 第 2 項の (3 1) について (1 8 ~ 1 9 頁)

被告が、「平成 3 0 年度において、原告がウィンバードへの記入を行ったのは平成 3 1 年 2 月 4 日の 1 度のみである。」と主張する点は、認める。

しかし、ウィンバードへの記入を毎週行うように校長から命じられていたことは事実である。

2 6 第 2 項の (3 3) について (1 9 ~ 2 0 頁)

被告は、「児童情報が記載されている媒体（指導要録など）を許可無く校外に持ち出すことは禁止されている。（乙 2 5）」と主張する。

しかし、原告は「媒体」を持ち出していない。学校が指定した特別な USB でなければデータを持ち出すことはできないところ、原告は当該 USB を持っていなかった。

原告が自宅で行っていた業務は、各児童の様子等の下書きを作成する作業である。そして、下書きをフロッピーディスクに入れて、学校のパソコンに入れていた。このように教員らは自宅に持ち帰って業務を行わざるを得ない状況であったのであり、被告はそのような持ち帰り残業の実態に全く配慮していない。

2 7 第 2 項の (3 6) について (2 1 頁)

被告は、「各クラスにおける児童の表彰は教員に義務付けられた業務ではない。」と主張する。

しかし、児童の表彰は、ほぼ全クラスで行われているのが実態であり、原告も行わざるを得なかった業務である。

以上